

## D V等相談事業実施要綱

(目的)

### 第1条

- (1) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向があることから、被害が深刻化しやすい特徴があるため、被害者が早期に安心できるよう相談事業の充実を図り、DV等被害の防止及び保護に努める。
- (2) 多岐にわたる悩みを抱える女性の相談を行うことで女性を支援する。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、福山市とする。ただし、事業実施を社会福祉法人、特定非営利活動法人等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等を除く。）に委託することができる。

(相談員の選定)

第3条 相談員は、DV等相談に対して適切な助言・指導ができる者とし、その選定は委託団体の主体的な選定によることができるものとする。

(実施方法等)

第4条 実施方法等については、次のとおりとする。

- (1) 開設日時は、毎週土曜日及び日曜日の13時から17時までとする。ただし、当該日が祝日と重なった場合と年末年始（12/29～1/3）は、業務は実施しない。
- (2) 開設場所は、若者・くらしの悩み相談課内とする。
- (3) 相談は電話相談・面接相談とし、対応については、DV等に係る助言及び関係機関・市の関係窓口の情報提供等を行う。

(勤務時間)

第5条 相談員の勤務時間は、12時45分から17時15分までとする。

(相談報告等)

第6条 相談事業の継続と連携を図るため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 相談員は、相談記録票（別途定める）に相談内容及び指導状況等を記録し、相談日の翌月曜日（但し、月曜日が休日の時はその翌日）までに市長へ提出する。
- (2) 毎月の業務終了後、「業務実施報告書」「業務委託完了通知書」及びすべての業務完

了後、「業務委託完了通知書」を市長へ提出する。

(経費)

第7条 この事業に要する経費は、予算の範囲内で定める。

(秘密の保持)

第8条 相談員は、その業務を行うにあたって、相談者の人権を尊重するとともに、業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(相談記録票等の管理)

第9条 相談記録票等の書類は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、厳正な管理を行うものとする。

(相談員の研修)

第10条 福山市は、相談員の資質向上を図るため、受託者と協力し、研修の充実に努める。

(関係機関との連携)

第11条 本事業を行うに当たっては、若者・くらしの悩み相談課相談員及び関係機関等の連携を図るものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2004年（平成16年）10月1日から施行する。

付則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

付則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2024年（令和6年）3月8日から施行する。

附則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。